

稲美町地球温暖化対策地方公共団体実行計画

第5期

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

令和4(2022)年3月

稲美町

目 次

1	計画の背景	1
2	基本的事項の設定	
(1)	目的	2
(2)	対象とする範囲	2
(3)	対象とする温室効果ガス	3
(4)	計画期間	4
(5)	基準年度	4
(6)	目標年度	4
(7)	上位計画及び関連計画との位置付け	4
3	温室効果ガスの排出状況	
(1)	温室効果ガス総排出量	5
(2)	活動区分別の温室効果ガス排出量	7
(3)	温室効果ガスの排出量の増減要因	9
4	温室効果ガスの排出削減目標	
(1)	温室効果ガスの削減目標	10
(2)	活動区分ごとの削減目標	10
5	目標達成に向けた取組	11
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1)	推進体制	13
(2)	点検・評価・見直し体制	13
(3)	進捗状況の公表	13

※本文中の表やグラフ内の数値については、表示単位未満端数処理の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。

1 計画の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、平成 27(2015)年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回協約国会議 (COP21) がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

また、令和元(2019)年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 25 回協約国会議 (COP25) では、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると表明した国が 65 か国から 73 か国に増えるなど、脱炭素に向けた動きが加速しています。

我が国では、平成 10(1998)年に地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。) が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、令和 3(2021)年には、地球温暖化対策計画 (令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) において、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 46%削減することを目標とし、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

稲美町では、稲美町を含む二市二町 (加古川市・高砂市・播磨町) で、ごみ処理広域化により建設された「エコクリーンピアはりま」において、限られた資源の有効利用や再生可能エネルギー等の活用を進め、環境負荷の低減を図るとともに、環境学習の場としての利用を推進していきます。また、町の公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。

2 基本的事項の設定

2 基本的事項の設定

(1) 目的

稲美町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本町の行政が温室効果ガス排出削減対策に率先して取り組むことで、住民、事業者の自主的な取り組みの促進に資することを目的としています。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本町内の47の施設及び設備を対象として策定するものとし、対象範囲は表1のとおりとします。

表1 対象施設一覧

施設区分	施設名	施設数
庁舎	稲美町役場	1
福祉関係施設	西部隣保館、東部隣保館、総合福祉会館、母里福祉会館、加古福祉会館、子育て交流施設、障害者ふれあいセンター	7
産業施設	農村環境改善センター、加古大池管理棟	2
下水道関係施設	下草谷クリーンセンター、野寺クリーンセンター、草谷クリーンセンター、野谷クリーンセンター、相野クリーンセンター、加古クリーンセンター、印西クリーンセンター、印東クリーンセンター	8
水道関係施設	西部配水場、東部配水場、南部配水場	3
学校関係施設	稲美中学校、稲美北中学校、加古小学校、母里小学校、天満小学校、天満南小学校、天満東小学校、加古幼稚園、母里幼稚園、天満幼稚園、天満南幼稚園、天満東幼稚園	12
社会教育施設	いきがい創造センター、郷土資料館、憩いの館、サン・スポーツランドいなみ、いなみ野水辺の里公園、いなみ野体育センター、高菌寺球場、下沢教育集会所	8
廃棄物処理施設	旧稲美町清掃センター、東播臨海広域クリーンセンター（稲美町搬入分の廃棄物の焼却による温室効果ガスのみ対象）	2
文化の森	ふれあい交流館、コスモホール、図書館	3
公園外灯等	公園等の外灯及び街路灯	1

2 基本的事項の設定

(3) 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する次の7種類の物質のうち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) 及びカーエアコンの使用によるハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類とします。

なお、その他の3種類の温室効果ガスであるパーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) 及びカーエアコンの使用以外のハイドロフルオロカーボン (HFC) については、本町の事業からはほとんど排出されないことなどから、対象外とします。

表 2 実行計画で対象とする温室効果ガス

	温室効果ガス種類	人為的な発生源
①	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
		非エネルギー起源 廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②	メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
④	カーエアコン使用によるハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。

対 象 外	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。
	カーエアコン使用以外のハイドロフルオロカーボン (HFC)	業務用低温機や冷凍機に用いられている。

(4) 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とします。また、必要に応じて実行計画の見直しを行います。

(5) 基準年度

本町における基準年度は、第4期実行計画期間の最終年度である令和2(2020)年度とします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

(6) 目標年度

第5期実行計画期間の最終年度である令和7(2025)年度とします。

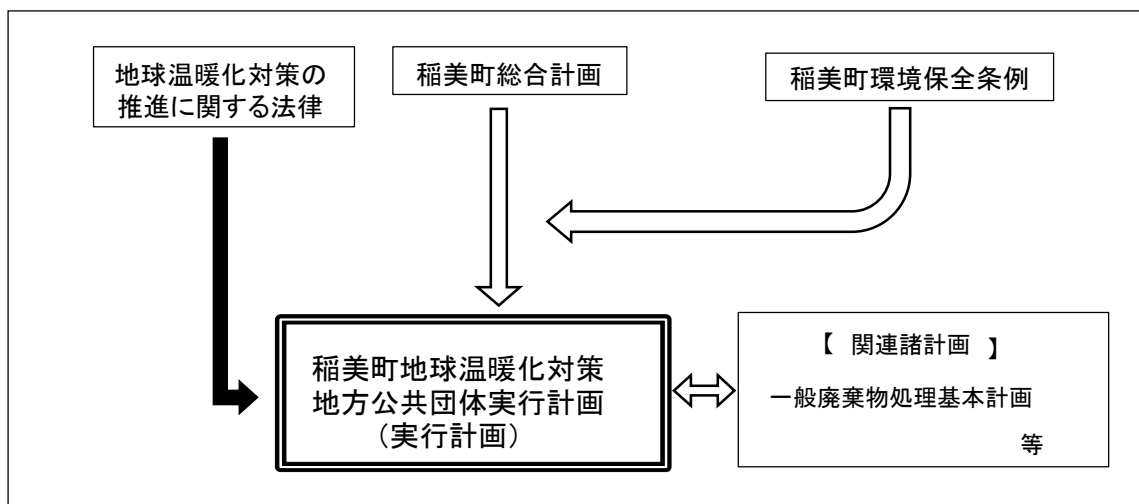
図1 実行計画の期間

項目	年度					
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
期間中の事項	基準年度	計画開始				目標年度
実行期間		→				

(7) 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、稲美町総合計画をはじめとした関連計画等との連携や整合性を図りながら、総合的に推進していくものとします。

図2 関連計画等との位置付け



3 温室効果ガスの排出状況

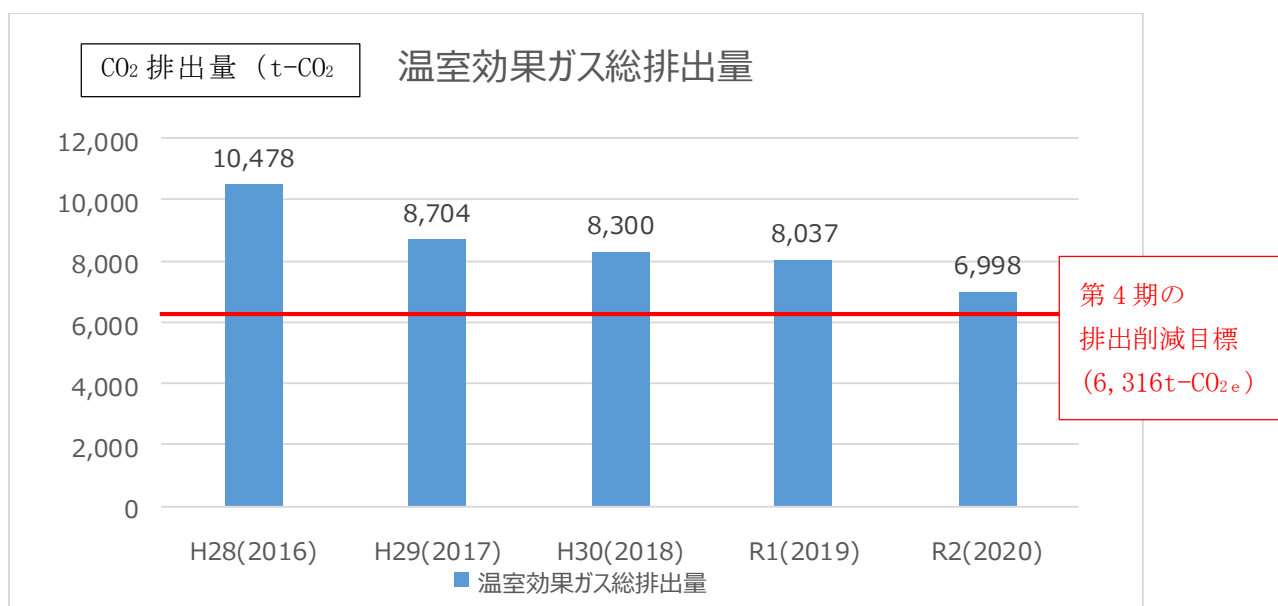
3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

稲美町が実施している事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である令和2(2020)年度において6,998t-CO₂e※となっています。平成28(2016)年度より順調に温室効果ガスの排出量は抑えられてきていますが、第4期の排出削減目標の6,316t-CO₂eと比較すると10.79%上回る結果となりました。

※t-CO₂e: 京都議定書では、温室効果がある気体としてCO₂、CH₄等6種類の温室効果ガスを選定し、各々に地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)を設定しています。これは、温室効果ガスによって同じ1tでも地球を温暖化させる効果が異なるためで、例えば、CO₂の25倍温室効果があるとされるCH₄では、GWPを25としています。従って、温室効果ガスの総排出量を表記する場合、各温室効果ガス排出量(t-CO₂、t-CH₄等)に各々のGWP(CO₂:1、CH₄:25等)を乗じることでCO₂と等価な排出量として表現します。また、「t-CO₂」ではなく、「t-CO₂e」と表記することがあります。eはequivalent(等価)を意味します。

図3 温室効果ガス総排出量の推移



また、令和2(2020)年度における温室効果ガス総排出量の施設別では、稲美町清掃センターが56%を占め、次いで水道関係施設18%、学校関係施設11%、下水道関係施設5%、庁舎4%となっています。(図4)

活動区分別では、一般廃棄物の焼却が46%を占め、次いで電力の使用43%、燃料の使用10%となっています。(図5)

3 温室効果ガスの排出状況

図 4 施設別温室効果ガス総排出量及び割合(令和2年度)

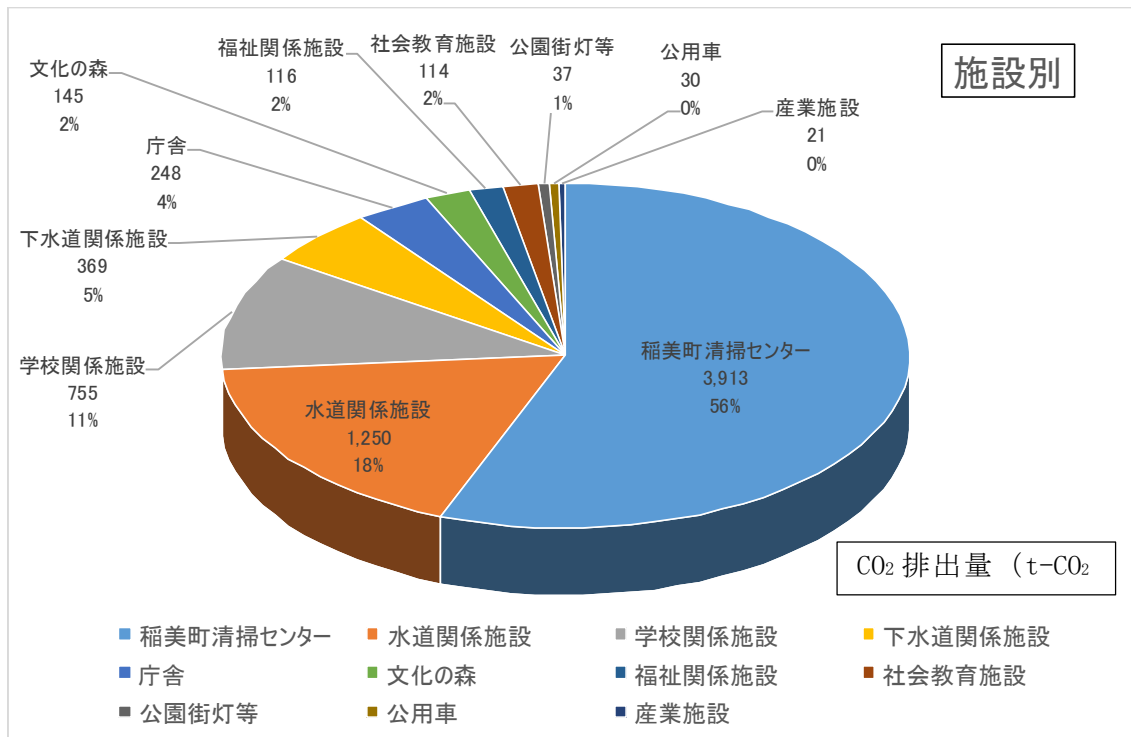
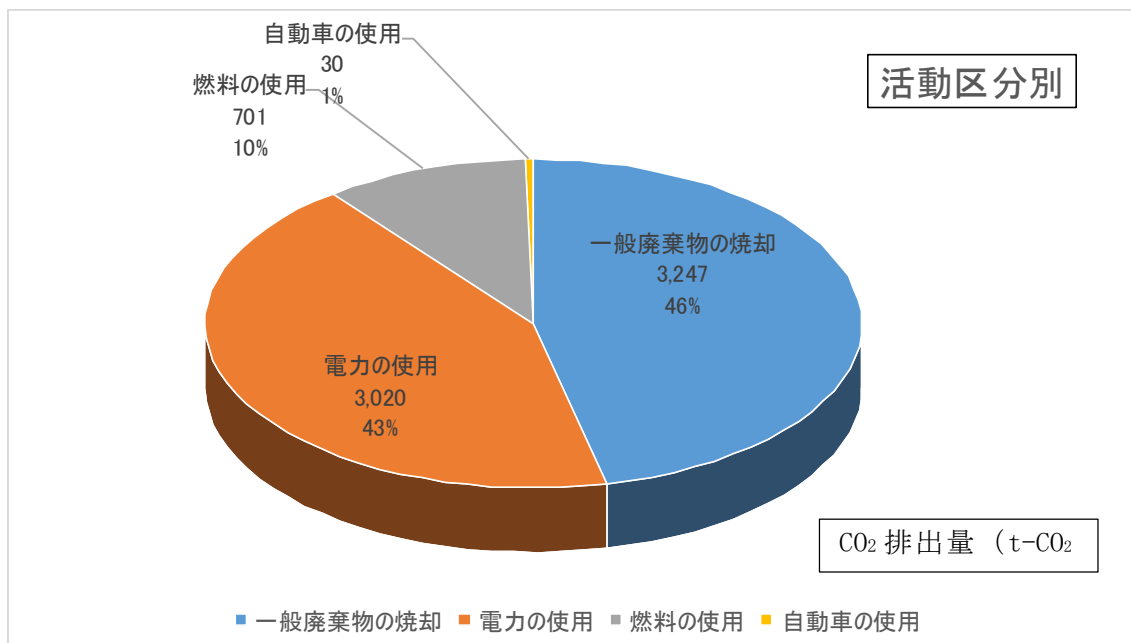


図 5 活動区別温室効果ガス総排出量及び割合(令和2年度)



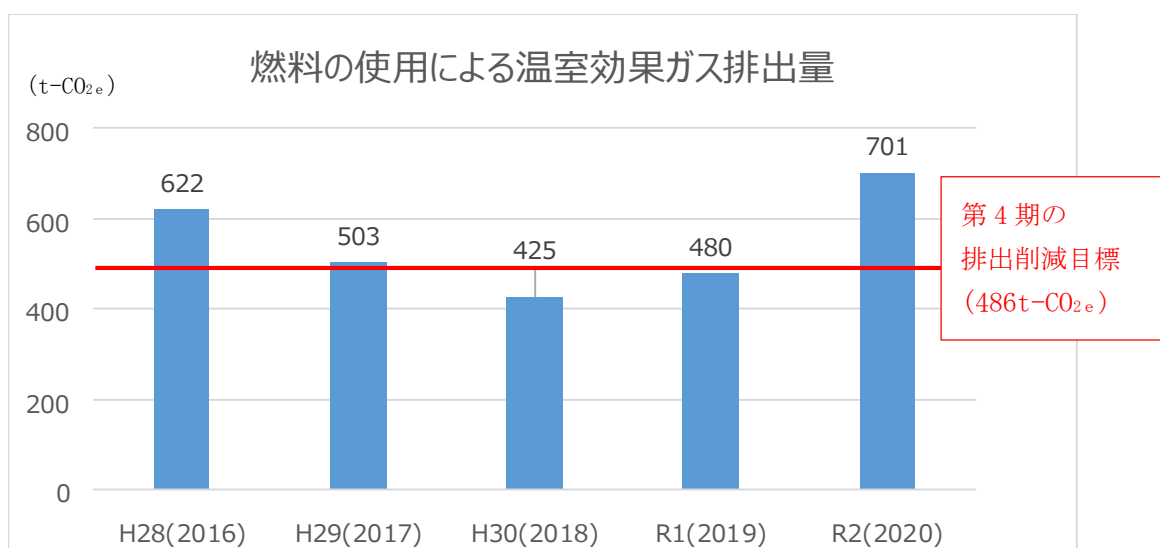
3 温室効果ガスの排出状況

(2) 活動区別の温室効果ガス排出量

①燃料の使用（自動車の使用を除く）

令和2(2020)年度の燃料の使用による温室効果ガス排出量は701t-CO₂eで、第4期の排出削減目標の486t-CO₂eと比較すると令和2(2020)年度時点で44.24%上回る結果となり、目標を達成できませんでした。

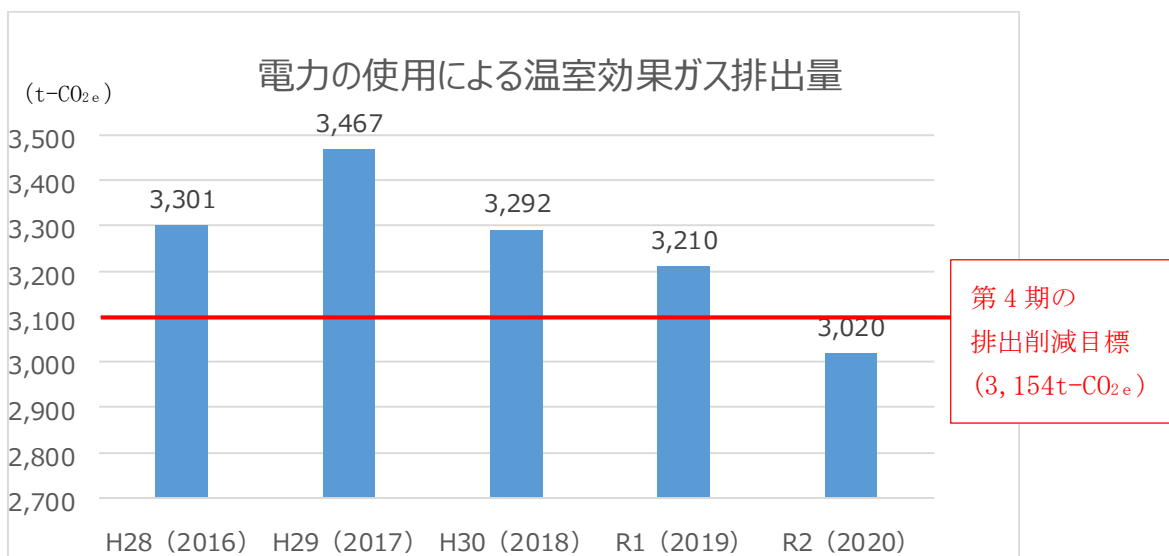
図6 燃料の使用による温室効果ガス排出量の推移



②電力の使用

令和2(2020)年度の電力の使用による温室効果ガス排出量は3,020t-CO₂eで、第4期の排出削減目標の3,154t-CO₂eと比較すると令和2(2020)年度時点で4.25%下回る結果となり、目標を達成しました。

図7 電力の使用による温室効果ガス排出量の推移

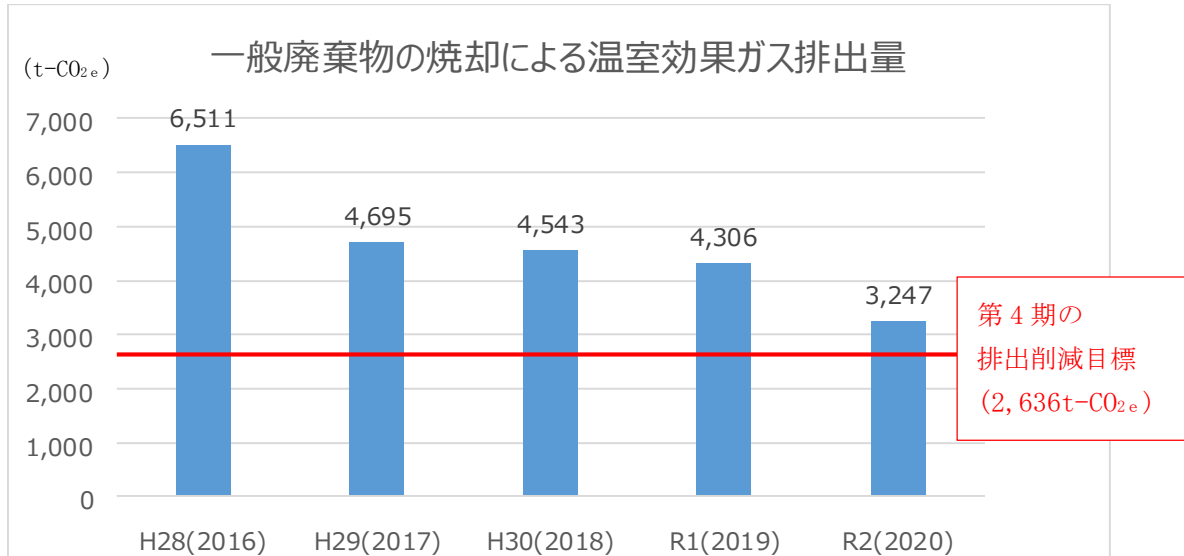


3 温室効果ガスの排出状況

③一般廃棄物の焼却

令和2(2020)年度の一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量は3,247t-CO₂eで、第4期の排出削減目標の2,636t-CO₂eと比較すると令和2(2020)年度時点で23.18%上回る結果となり、目標を達成できませんでした。

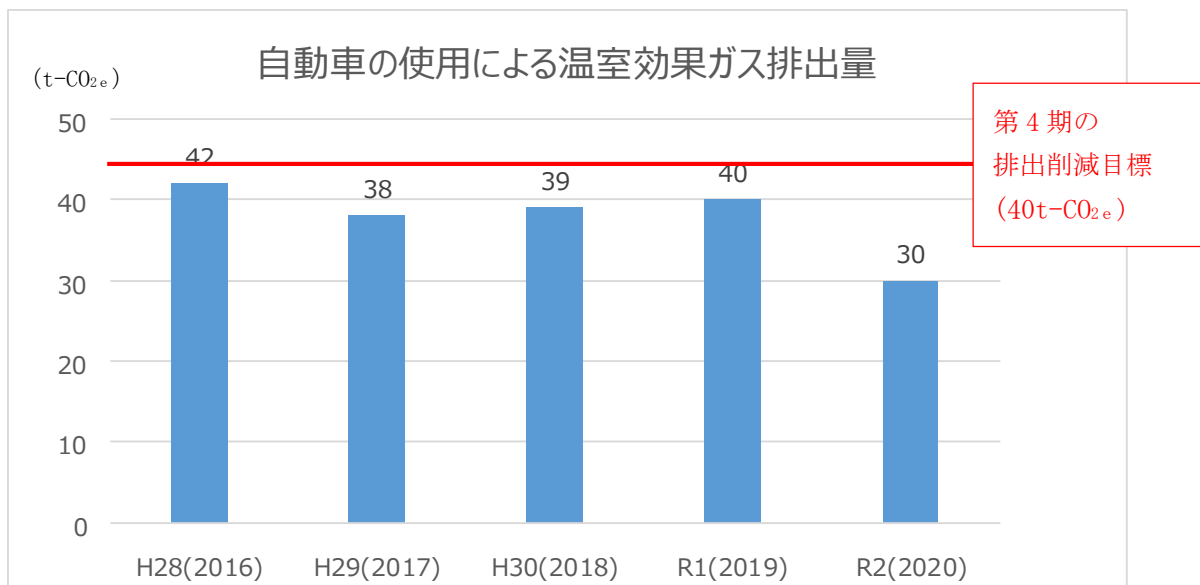
図8 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の推移



④自動車の使用

令和2(2020)年度の自動車の使用による温室効果ガス排出量は30t-CO₂eで、第4期の排出削減目標の40t-CO₂eと比較すると令和2(2020)年度時点で25%下回る結果となり、目標を達成しました。

図9 自動車の使用による温室効果ガス排出量の推移



3 温室効果ガスの排出状況

(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因

第4期の排出削減目標と比較した温室効果ガス排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

①増加要因

- ・ 幼稚園、小学校及び中学校にエアコンを設置したことに伴う燃料の使用量の増加
- ・ 一般廃棄物中の廃プラスチック含有率の上昇による廃プラスチック焼却量の増加

②減少要因

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共施設での電力の使用量の減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

4 温室効果ガスの排出削減目標

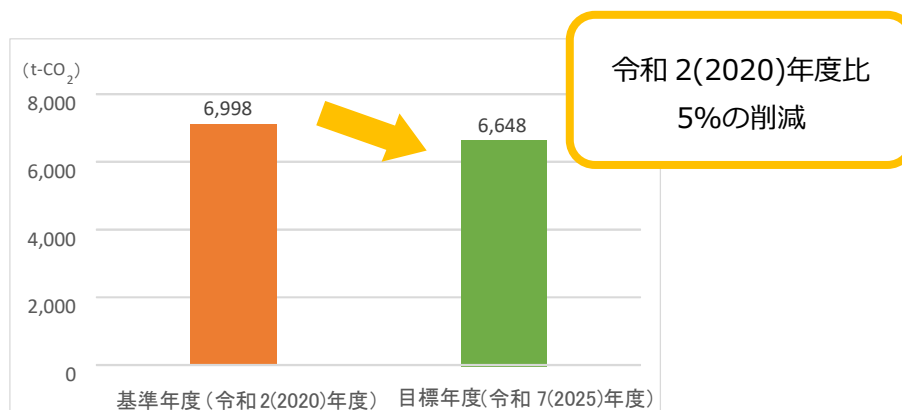
本町が実施している事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を次のとおりとします。

(1) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和7(2025)年度）に、基準年度（令和2(2020)年度）比で5%削減することを目標とします。

表 3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (令和2(2020)年度)	目標年度 (令和7(2025)年度)
温室効果ガスの排出量	6,998t-CO ₂ e	6,648t-CO ₂ e
削減率	—	5%



(2) 活動区分ごとの削減目標

①燃料の使用

各施設の事務活動における燃料使用に伴う温室効果ガス排出量を基準年度比で6%削減することを目指します。

②電力の使用

各施設の事務活動における電力使用に伴う温室効果ガス排出量を基準年度比で6%削減することを目指します。

③一般廃棄物の焼却

住民及び事業者等に広く協力を呼びかける啓発活動を行うこととし、分別収集の徹底やリサイクルの更なる推進によって、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量を基準年度比で4%削減することを目指します。

④自動車の使用

自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量を基準年度比で6%削減することを目指します。

5 目標達成に向けた取組

活動区分ごとの重点取組内容を次のとおりとします。

表 4 燃料の使用に関する重点取組

対 象	取 組 内 容
空調用燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季冷房及び冬季暖房の適正温度を保つ。 ・ブラインド、カーテン等の利用により冷暖房効率を高める。 ・使用時間を控える。(不要時は使用しない。) ・風量を適正に設定する。
給湯用燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度設定を低めに設定する。 ・ガス使用後に種火の止栓を行う。 ・エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を新築(増改築)する際は、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム※など温室効果ガスを削減できる設備の導入を検討する。

※コージェネレーションシステム:発電と同時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用し、エネルギーの利用効率を高めることで省エネ・省CO2に貢献するシステムのこと。

表 5 電力の使用に関する重点取組

対 象	取 組 内 容
空調用電力	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季冷房及び冬季暖房の適正温度を保つ。 ・定期的にフィルター等の清掃を行う。 ・ブラインド、カーテン等の利用により冷暖房効率を高める。 ・使用時間を控える。(不要時は使用しない。) ・風量を適正に設定する。
照明用電力	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限の照明のみ点灯する。廊下、執務室においては間引き点灯する。 ・昼休み及び業務時間前後の消灯を行う。 ・LED化を進める。 ・点灯頻度が少ない照明は人感センサー付きの照明器具へ更新する。
OA 機器用電力	<ul style="list-style-type: none"> ・退庁時に可能な範囲で事務機器の電源をコンセントから抜き、待機電力の消費を削減する。 ・省エネ管理機能を活用する。

5 目標達成に向けた取組

対 象	取 組 内 容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、節水等の省エネに関する啓発活動を行う。 ・エレベーターの使用回数を削減する。 ・電気ポットの使用時間を削減する。 ・機器を購入する際は、消費電力や待機電力が少ないもので、適正な能力の製品を選択する。（能力が過大でないもの） ・公共施設を新築（増改築）する際は、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなど温室効果ガスを削減できる設備の導入を検討する。 ・電力の購入に際して、再生可能エネルギーの電力購入を検討する。

表 6 一般廃棄物の焼却に関する重点取組

対 象	取 組 内 容
一般廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ごみの排出ルールを守り、資源化や分別を徹底する。 ・住民に対して、広報誌等でごみの減量やリサイクルの啓発活動を行うとともに、「ごみの手引書」や「さんあ〜る」の利用を推進するなど、ごみの分別を徹底するように周知する。 ・事業者に対して、事業系指定ごみ袋の使用を義務化し、ごみの分別、資源化や産業廃棄物の混入防止など、排出者としての責任を意識づけるとともに、「事業系ごみ処理マニュアル」により、ごみの減量を推進する。 ・雑がみの排出方法を周知し、雑がみ用の保存袋を活用し、資源化の促進を図る。

表 7 自動車の使用に関する重点取組

対 象	取 組 内 容
自動車用燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコドライブ」を徹底する。 ・長距離の出張は、可能な限り公共交通機関を利用する。 ・給油時等にタイヤの空気圧調整等の車両点検を定期的に行う。 ・目的地まで最短で走行できるルートを選択する。 ・自動車を購入する際は、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車の導入を検討する。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

実行計画により稲美町役場の各部署及び各施設の所管部署において重点取組の推進を図るものとします。また、実行計画の取組項目の検討、推進状況の把握、点検評価、見直しの必要性の検討などを含めて定期的に協議するため、稲美町庁内環境委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会で協議した結果は、経済環境部長に報告し、庁議等で推進状況、点検評価の報告を行い、必要に応じて見直しを決定します。

(2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、点検・評価・見直しを行います。

①毎年のPDCA

委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

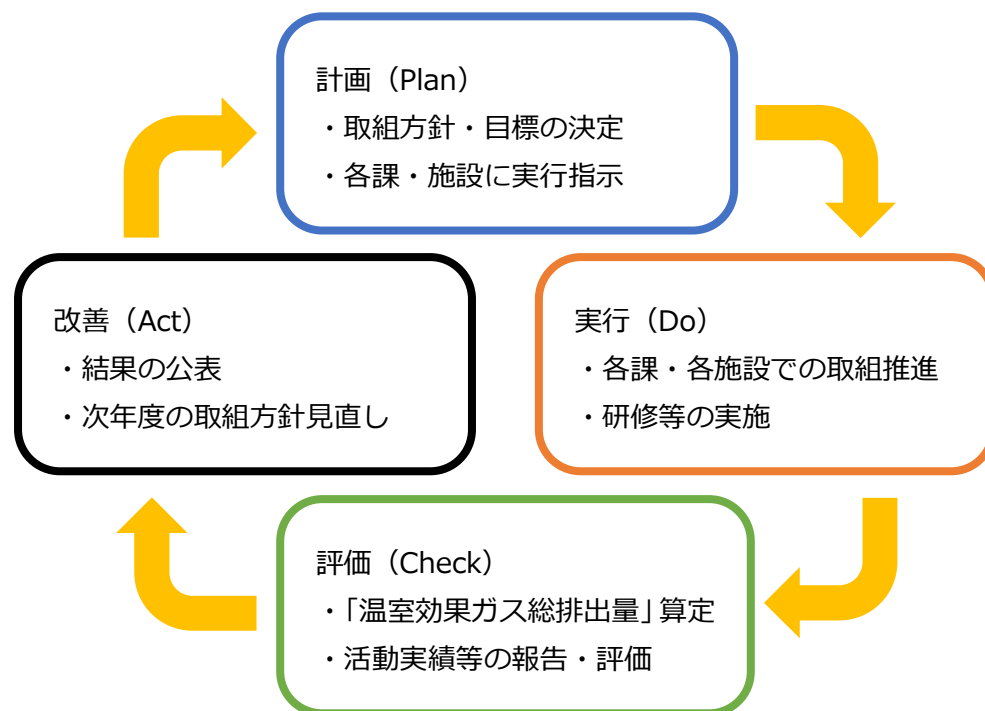
②見直し予定次期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を点検・評価を行い、見直し予定次期（令和8年度）に改定可否の検討を行い、必要がある場合には改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、町ホームページ等で報告します。

図 10 毎年のPDCAイメージ



(参考) 温対法第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 (省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 (省略)

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11～12 (省略)

(温対法より抜粋)

(参考) 地球温暖化対策に関する基本方針(抄)

3 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(1) 策定、変更及び公表

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(以下、「政府の実行計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、その案を公表し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

(2) 政府の実行計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標等

ア 政府の実行計画に定めるべき措置の内容

- ① 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
- ② 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
- ③ その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮
- ④ 職員に対する研修等
- ⑤ 計画の推進体制の整備と実施状況の点検

イ 当該措置により達成すべき目標

政府の実行計画の期間は5年間とし、当該計画には、それぞれの措置の目標とともに、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めるものとする。

(3) 政府の実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表

政府は自らの事務及び事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を含め、当該計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じ、見直しを行うものとする。